

# 独立行政法人国立青少年教育振興機構国立若狭湾青少年自然の家利用細則

平成18年4月1日  
制 定  
令和3年3月30日  
一 部 改 正  
令和5年7月31日  
一 部 改 正

## (趣旨)

第1条 国立若狭湾青少年自然の家(以下「自然の家」という。)の利用に関し必要な事項については、独立行政法人国立青少年教育振興機構利用規則(以下「利用規則」という。)に定めるものの他、この細則の定めるところによる。

## (利用の申込み)

第2条 自然の家を利用しようとする者(以下、「利用者」とする)は、別表1に定める受付期間内に所長に提出するものとする。

## (利用の承諾の通知)

第3条 所長は、前条の規定による申込みがあった場合は、国立若狭湾青少年自然の家利用申込審査要領に基づき、団体登録(初回又は第13条第2項に基づく団体登録抹消後の初回申込みである場合)の可否を判断する。可としたものについては利用の目的を検討し、施設・設備の状況等を勘案して利用の諾否を決定し、当該申込者に通知するものとする。

2 自然の家は、前項による利用の許諾を決定後、必要に応じて活動計画について指導及び助言を行うものとする。

## (事前打ち合わせ)

第4条 学校及び青少年教育団体、25名以上の団体においては、利用の3ヶ月前に事前打ち合わせを行うものとする。

## (利用者の入・退所等)

第5条 利用者の入・退所時間は、原則として9時から16時までの間とする。

2 利用者は、入所時に参加者名簿を提出するものとする。

## (標準生活時間)

第6条 利用者は、原則、所長の定める標準生活時間(別表2)により生活するものとする。

2 前項の標準生活時間の中には、朝のつどい及び夕べのつどいの時間を設け、国旗及び所旗、団体旗の掲揚・降納を行うものとする。

## (宿泊室等の清潔保持)

第7条 利用者は、宿泊室等の清潔を保つため、清掃及び整理整頓に努めるものとする。

(食事等)

第8条 利用者の食事は、自然の家において定める献立により行うものとする。アレルギー等の理由により献立以外の食事を必要とする場合は、アレルギー等特別対応確認表を提出するものとする。ただし、特別の事情があると所長が認める場合は、この限りではない。

2 前項の食事の費用は、利用者の負担とする。

(飲酒・喫煙) 第9条 利用者は、所長の指定する場所、時間以外で酒類を飲用してはならない。

2 利用者は、所定の場所以外で喫煙してはならない。

(破損・汚損・紛失時の弁償責任)

第10条 利用者は、故意又は重大な過失により自然の家の施設・設備・物品を破損・汚損・紛失したときは、その弁償の責を負うものとする。

(諸規則の遵守等)

第11条 利用者は、自然の家諸規則を守り、他の利用者等に迷惑の及ぶ行為を行ってはならない。

2 所長は、前項の規定及び利用規則第4条各号に違反した者に対して、退所を命ずることができる。

(利用承諾の取消)

第12条 所長は、自然の家を利用する者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第4条の承諾を取消することができる。

1 第11条第1項及び利用規則第4条各号に違反し又は違反する恐れがある場合

2 その他所長が特に必要と認めた場合

(利用申込みの受付制限及び団体登録の抹消)

第13条 所長は、第4条による利用を否とする決定及び前条による利用承諾の取消が行われた利用団体(個人で自然の家を利用する者を含む。)について、期間を定めて利用申込みの受付を制限することができる。

2 前項に定める利用を否とする決定又は利用承諾の取消の前提となった活動等が重大又は悪質なものであると所長が認めた場合は、前項の規定にかかわらず、団体登録を抹消できる。

(雑則)

第14条 この細則に定めるもののほか、必要な事項については、所長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年3月30日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年7月31日から施行する。

別表 1

書類名等	利用人数・利用形態	
	学校・青少年教育団体・25名以上の団体	グループ・家族・24人以下の団体
受付期間	1年前の同月1日～14日	2ヶ月前の同月～2週間前
受付形態	同月15日の15時より抽選	先着順
利用（希望）団体受付票	申込時	利用開始日の1ヵ月前まで 1ヵ月前を切っている場合は速やかに
活動プログラム（案）	事前打ち合わせ当日の10日前まで	
食数・クラフト等注文書	利用開始日の1ヵ月前まで	
アレルギー等特別対応確認票	利用開始日の1ヵ月前まで	

別表 2 標準生活時間

6:00	起床
7:00～ 7:15	朝のつどい
7:20～ 8:40	朝食・清掃
9:00～ 11:30	午前の活動
11:30～ 13:30	昼食
13:30～ 16:30	午後の活動
17:00～ 17:15	夕べのつどい
17:15～ 19:00	夕食
17:00～ 22:00	入浴
19:00～ 21:00	夜の活動
22:00	消灯・就寝